# 「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

## 「調整給付金（不足額給付）」とは？

**「不足額給付」**とは、令和６年度に実施した「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付**（当初調整給付）の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行う**ものです。

※当初調整給付の算定においては、令和５年の所得等をもとに推計した「令和６年分推計所得税額」を用いて支給額を算定しています。

■ 不足額給付１

**「令和６年分所得税額」が確定したのちに、「本来給付すべき額」と、「実際に給付した額（当初調整給付）」との間で差額（不足）が生じた方**に、不足する額を１万円単位で切り上げて給付します。

対象者の例
〇令和５年所得に比べ、令和６年所得が減少したことにより、
「令和６年分推計所得税額（令和５年所得）」＞「令和６年分所得税額（令和６年所得）」となった方
〇こどもの出生等、扶養親族が令和６年中に増加したことにより、
「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」＜「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
〇当初調整給付後に令和６年度分個人住民税所得割額が減少したことにより、
「令和６年度個人住民税所得割額（当初調整給付時）」＞「令和６年度個人住民税所得割額（不足額給付時）となった方

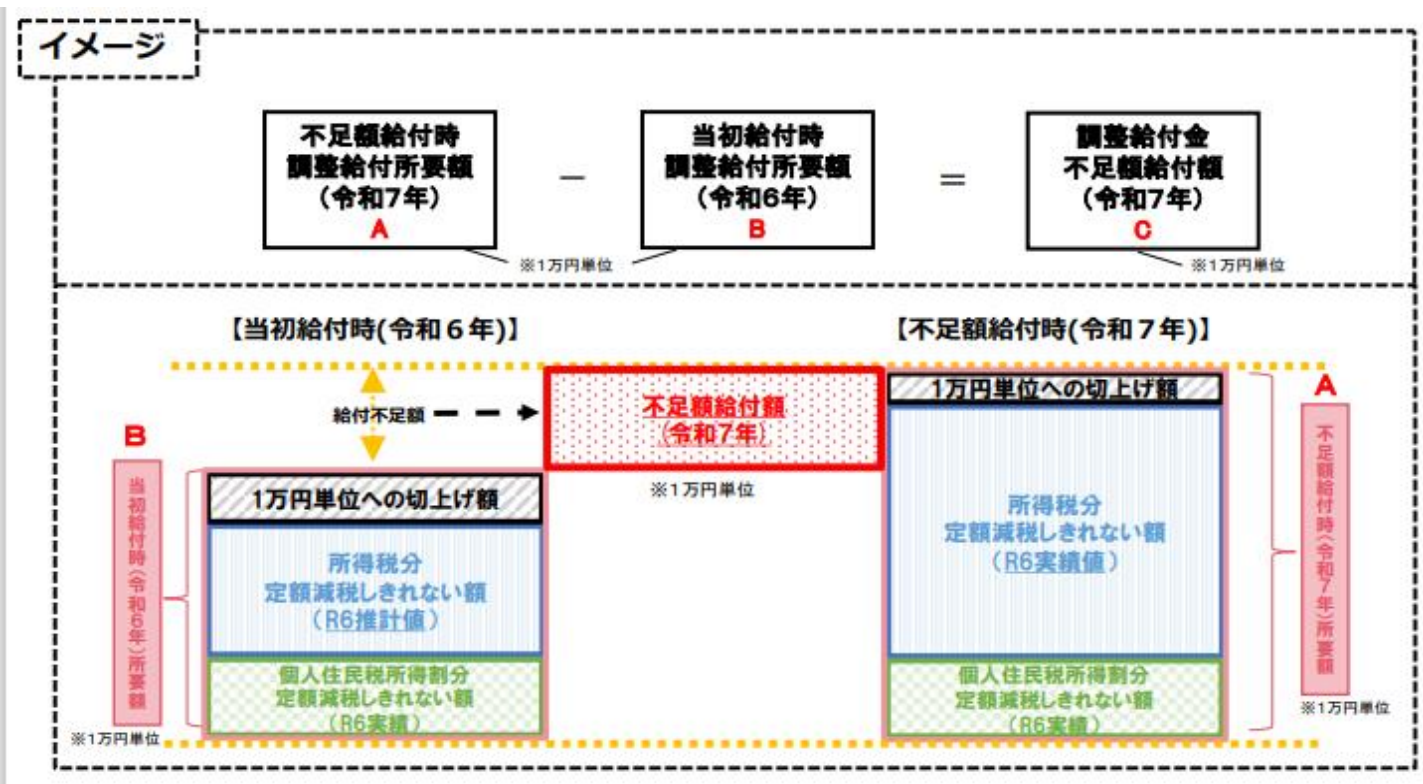


■ 不足額給付２

**本人及び扶養親族として定額減税の対象外であり、かつ低所得世帯向け給付金の対象世帯に該当しなかった方**に対して、原則４万円を給付します。
※令和６年１月１日時点で国外居住者であった場合は３万円

支給対象者の例
〇青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
〇合計所得金額４８万円超の方

## 給付金の支給手続き

不足額給付１の対象の方
支給要件に該当することが確認できた方へ、**『支給のお知らせ』または『確認書』**をお送りします。
**『支給のお知らせ』が届いた方は手続不要**となります。
**『確認書』が届いた方は必要事項をご記入のうえ、提出をお願いします。**
受給を辞退される方、口座変更をされる方は必要に応じて届出書の提出をお願いします。

不足額給付２の対象の方
以下の支給要件にすべて該当することが確認できた方へ、**『申請書』**をお送りします。
〇令和６年分所得税・令和６年度個人住民税所得割ともに非課税
〇税制度上の「扶養親族等」から外れてしまう方、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額４８万円超の者
〇低所得世帯向け給付金（R5非課税給付等、R6非課税給付等）の対象世帯の世帯主・世帯員に該当しない

ご記入のうえ、**必要書類を添えて、ご提出ください。**

**※各種書類の提出期限は、令和７年１０月３１日（金）**となります。

## その他

**「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！**

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。
また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

## お問い合わせ先

串間市総合政策課　企画統計係
定額減税補足給付金（不足額給付）窓口
**☎0987-66-0123**

※詳しくは、串間市公式サイト、内閣官房ホームページ 給付金・定額減税一体措置もご覧ください。
「串間市　不足額給付」または「給付金・定額減税一体措置」で検索